

控 訴 理 由 補 充 書 (3)

平成20年6月17日

被控訴人らは、控訴理由を以下のとおり更に補充する。

名誉感情の毀損について

- 1 原判決は、本件発言につき、そのいずれも控訴人らの名誉感情を侵害するものではないとして、この点に関する不法行為の成立を否定する。しかし、原判決はその理由を一切明らかにしておらず、原判決には理由不備の違法がある。

すなわち、不法行為の成立を否定するに際し原判決は、控訴人が、控訴理由書第2の3(9頁)において指摘したとおり、本件発言を本件第1発言前半部分、同後半部分、本件第2発言前半部分、同後半部分、本件第3発言、本件第4発言の第1文ないし第4文の9個に恣意的に分断した上で、以下のとおり実質的な判断を一切することなく、控訴人らの名誉感情の侵害を否定する。

具体的には、原判決は控訴人らの名誉感情の侵害がなかったとする根拠については、大卒本件発言が不適切なものであり、不快感を与えるものであることは認めた上で、

- ① 不快感を与え、配慮を欠いた発言であるというだけでは、直ちに原告らを含むフランス語に携わる特定人の名誉感情を侵害するものとはいえない(本件第1発言前半部分)、
- ② 発言の対象者についての具体的な特定がなくその内容も具体性を欠き、批判の範囲を逸脱した表現とまではいえないものであり、また対立する意見を表明する者が相手方を批判すれば、批判された者が不快感や怒りを覚えるのは通常であり、そのことをもって直ちに法的保護に値する名誉感情の侵害があったとすることはできない(本件第1発言後半部分、対象の特定性の問題を除き同旨本件第2発言前半部分、本件第3発言、本件第4発言第1文、本件第4発言第2文、対象の特定性に関し同旨本件第2発言後半部分)、
- ③ フランス語又はフランス語教員に対する非難の意味が込められていたとしても、かかる非難は間接的で具体性を欠き、原告36及び52の名誉感情を法的保護に値するほどに侵害するものということはできない(本件第4発言第3文、本件第4発言第4文)、

などと判示するのみである。

本判決はかような判断をするに際し、なぜ本件発言が名誉感情を侵害しないのかということについて一切検討を加えず、ただ上述の如く「法的保護に値する名誉感情の侵害があったとすることはできない」と断じるのみである。このような判断では、何ゆえ本件発言の違法性が否定されているのか到底理解することはできない。原判決には理由不備の違法がある。

- 2 理由不備の違法に加え、原判決には以下のとおりの事実誤認がある。

まず、本件第1発言後半部分及び本件第2発言後半部分の対象者が特定されていないとの裁判所の認定が事実誤認であることは、控訴人がすでに主張したとおりである。したがって、対象者の不特定を理由に名誉感情の侵害の否定を行うことは許されない。

- 3 次に、本件発言の内容が控訴人らの名誉感情を侵害しないとする原判決の判示は、その評価を誤り、ひいては事実を誤認するものである。

名誉感情の侵害についてのリーディングケースである東京地裁判決平成8年12月24日判タ955号195頁は、名誉感情の侵害が不法行為を構成する場合として、「誰であっても名誉感情を害されることになるような、看過し難い、明確、かつ程度の甚だしい侵害行為がされた場合」とし、その上で、「換言すれば、当該行為がされた状況下においてそれが持つ客観的な意味が、相手方の人格的価値等を全く無価値なものであるとしてこれを否定するものであるか、その程度が著しいなど、違法性が強度で、社会通念上到底容認し得ないものである場合」としている。

本件発言は、まず控訴人西川・菅野に関して言えば、都立大学のフランス語教員による首都大学東京の設立に関する抗議行動等を含む反対が、フランス語にしがみついている者による社会的に意義のない活動であると決め付けるものであり、あるいは、「こういうものに反対した連中ってというのは、もう本当にリタイアリングな保守的っていうか退嬰的な人たちばかりで」、「そういうものにしがみついている手合いが結局反対のための反対をして」などと一方的に断じることによって、同控訴人らの人格を直接的に攻撃するものとなっている。かように同控訴人らは無駄な運動をする者、退嬰的な者などとする本件発言が控訴人らの人格的価値等を全く無価値なものであるとしてこれを否定するものであるということは言うを待たない。

また、これらの発言に加え、本件発言中、フランス語の受講者がゼロであるなどとの被控訴人石原の発言は、同控訴人の活動を社会的に意味のないものであると断じるための根拠として使われていること、また、受講者もない言語にしがみついている控訴人らは退嬰的であるとの被控訴人石原の発言をさらに補強するために行われているものであり、これら発言は全て上記発言とあいまって、被控訴人らの人格的価値を徹底的に否定するものとなっている。

さらに、名誉感情の侵害は公然性がなくともその成立が肯定され得るが、本件発言は、第1発言ないし第3発言については、被控訴人東京都の公式ホームページにおいて音声付動画で掲載されていること、平成16年10月20日の毎日新聞東京版で報道されていること、第4発言については、「ザ・トウキョウ・ユウ・クラブ」の創立総会において行われており、その内容を不特定多数の者が知りえる状況で行われている。この第1発言ないし第3発言については、繰り返し視聴が可能であり、控訴人西川・菅野に対する侮辱は、その動画の再生ごとに継続的に繰り返し行われた。したがって、同控訴人らの名誉感情の侵害の程度は、それが非公然の場で相対して行われた場合に比べさらに大きい。つまり、不特定多数の者が本件発言を知りえたことにより、同控訴人らの名誉感情はさらに大きく侵害されたのであり、そのなされた状況から、本件発言の違法性の程度はより強度であり、本件発言が社会通念上到底容認できる範囲を逸脱しているものであることは明らかである。

したがって、本件発言は、ただ不適切であるとか不快であるなどという問題ではなく、まさに同控訴人らの名誉感情を侵害するものであり、違法なものである。

- 4 名誉感情の侵害については、本件発言と同様、地方公共団体の首長の発言が原告の名誉感情を侵害するものであると認定されたものとして、東京地方裁判所八王子支部判決平成8年11月7日判タ941号242頁がある。

これは、廃棄物広域処分場の設置をめぐる町民の反対運動が起き、その反対運動に対し、被告町の町長が町議会場で原告に関し、「この方の、オウムのハルマゲドンではございませんが」、「極めて日の出町民らしくない行為であると率直に申し上げておきたいと思います。」などと発言したという事案である。

東京地裁八王子支部はこの事案において、町長は「被告の方針に合致しない本件住民運動において中心的役割を果たしてきた原告を誹謗中傷する意思をもって、本件仮処分事件申立の目的を反社会的団体であるオウム真理教のハルマゲドンに例えたり、原告の一連の本件住民運動への関与が町民としてふさわしくなく、原告が被告に対し手段を選ばず不当な要求をしていると決め付けるなどの、社会的相当性を欠く内容の本件発言をし、その結果、原告の社会的評価が毀損され、名誉感情が害されたことが認められ」として、名誉感情の侵害による不法行為の成立を肯定した。

本件発言は、上記裁判例の事例と同様、まさに被控訴人らの方針に同調しない控訴人西川・菅野らを誹謗中傷する意思をもって行われたものであり、その内容も上述のとおり同控訴人らを退嬰的な、あるいは反対のための反対を行う不当不毛な活動を行っているものであると決め付けるものであり、社会的相当性を欠く内容となっている。したがって、本件発言は、東京地裁八王子支部の事案と照らし合わせても、それと同じかもしくはそれ以上に、同控訴人らの社会的評価を毀損するものであり、名誉感情を侵害するものであり、その違法性は明らかである。

以上